

令和5年度特定随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約）一覧表

担当課 教育委員会教育部
森田公民館

つがる市財務規則第140条の2の規定に基づき、次のとおり公表します。

| | | |
|----------|---|--|
| 契約締結前の公表 | 公表年月日 | 令和5年 3月27日 |
| | 物品又は役務の名称／数量 | 森田公民館及び森田体育センター管理業務委託 |
| | 履行期間又は履行期限 | 令和6年 3月31日まで |
| | 契約の相手方の決定の方法又は選定基準 | 以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2 市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 市と契約実績がありかつ当該履行状況が良好であること。 |
| | 契約の相手方となろうとする者の申込みの方法 | 見積書の提出による |
| 契約締結後の公表 | 公表年月日 | 令和 年 月 日 |
| | 契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） | |
| | 契約年月日 | 令和 年 月 日 |
| | 契約金額 | ¥ - |
| | 契約の相手方を決定した理由 | |